

報告第 12 号

令和 5 年度伊賀市下水道事業会計予算事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和5年度伊賀市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						収益			
1	下水道事業 費用	1 営業費用	円 5,720,000	円 0	円 5,720,000	円 5,720,000	円 0	円 0	計画地区における人口変動が著しく、処理槽規模の設定に不測の日数を要し、年度内の完了が困難になったため。